

平成27年3月2日

事業所各位

各務原市高齢福祉課長  
山下 修司

## 認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用について

短期入所サービスは、利用者の自立した日常生活の維持を目的とし、心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用日数は認定有効期間のおおむね半数を超えないこととされています。(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準平成11年3月31日厚生省令第38号12条)

やむを得ない理由により、認定有効期間の半数を超えて利用する見込みとなった場合は、平成27年4月1日からすみやかに以下の書類を添えて、各務原市高齢福祉課へ届出をしてください。

### 【提出書類】

- ・ 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所利用申請書

利用者が要介護の場合

- ・ 居宅サービス計画書 1表、2表、4表 (ショートステイの必要性について議論したもの)

利用者が要支援の場合

- ・ 介護予防 サービス支援計画書、担当者会議の要点、支援・サービス評価表

### 【留意事項】

- ・ 認定有効期間のおおむね半数とは、認定有効期間日数を2で割った日数とします。少数点以下は、切り捨てます。認定有効期間のおおむね半数を超える日数は、半数に1日を加えた数です。
- ・ 次期有効期間において、おおむね半数を超えることになったときは、再度提出が必要となります。
- ・ 市の確認を受けた場合であっても、介護保険施設への入所申し込みを行うなど、半数を超える短期入所サービスの利用について、早期解消に努めてください。
- ・ 短期入所生活介護における短期入所サービスの連続利用の上限は30日です。30日を超える利用については保険給付対象外となります。短期入所療養介護も同様です。

担 当	各務原市健康福祉部高齢福祉課 介護保険係 担当：寺田
電 話	058-383-1778